



# 令和6年度

# 地域ふれあい活動事業補助金交付要項

人間性豊かな青少年の育成には、地域や家庭の役割が欠かせない現代。地域で幅広い年代の人々が様々な交流活動を行うことで、明るく住みよい地域社会づくりを実践してみませんか。市では自治会等が主催して年間計画的に実施する「地域ふれあい活動」に対して、経費の一部を補助します。

## 1 補助対象団体

- 自治会、育成会、その他の地域コミュニティ団体。

## 2 補助対象事業

- 幅広い年齢層が交流しながら実施する地域ふれあい活動事業

**事業例**地域の運動会、お祭り、レクリエーション大会、農業体験、ボランティア活動、昔遊びや伝統芸能の伝承、花づくり活動、出前講座（市各課、図書館、消防署、社会福祉協議会「おたのしみプラン」9～10ページ掲載）

- 対象事業期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日

## 3 補助対象経費

経費項目	補助対象と見なすもの	補助対象外
報償費	外部講師等の謝金。	団体構成員を対象とするもの。
消耗品費	事業用資料、材料費、花苗代、肥料代、プランター代等 ただし、1品につき1万円未満の物品に限る。	会議資料等事務費。
食糧費	事業実施に係る必要最低限の飲食費、体験活動で調理を行う際の食材費に限る。	左記以外の懇親会、食事会等の飲食代。
印刷製本費	事業用資料、パンフレット、写真等の印刷費。	会議資料等事務費。
使用料・賃借料	事業実施に伴う施設使用料及び、物品の借上料。	左記以外。

## 4 交付額 年間総事業費の2分の1以内とし、30,000円を限度とする。

## 5 交付要件

- (1) 地域全体で活動に取り組むための組織をつくること。
- (2) 活動は、子どもから大人までのあらゆる年齢層を対象とし、特に地域での体験活動に重点をおくこと。
- (3) 年間を通して4回以上の活動を行うこと。花づくり活動を行う場合は、花壇の最低面積が8㎡以上でプランターの場合は10個以上が対象です。  
1回以上の活動で、出前講座（「おたのしみプラン」9～10ページ参照）を利用すること。
- (4) 将来にわたり市の補助に頼らず、自主的継続的に行えるような活動に取り組むこと。

## 6 連続申請年数制限

同一団体が、連続して同内容で申請できる年数を2年までとする。3年連続同内容の場合は申請できないこととする。ただし、1つ以上の新規事業が含まれる場合は申請可能とする。

### ■留意事項

- 市からの要請があった場合、事例発表を行う。
- 実績報告書の添付資料として、記録写真、またはプログラムやチラシ等、事業実施の証拠書類となるものを1事業につき1枚（1部）以上事業終了後に提出する。
- 補助金の交付については、那須烏山市補助金等交付規則により取扱うこととする。

申込締切 令和6年8月30日（金）

### 【申請・問合せ先】

那須烏山市教育委員会事務局生涯学習課生涯学習グループ  
TEL 88-6223 FAX 88-2027